

確認手数料地域単価（割引）について

日本 E R I 株式会社盛岡支店では、建築基準法第 6 条 1 項 4 号の特例住宅に限り、平成 23 年 11 月末まで確認手数料の地域単価を設定しております。

青森県、岩手県、秋田県内に建築する一般の木造住宅等につきましては、確認申請手数料が次の表のとおりとなっております。

確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額（単位：円）
30 m ² 以内のもの	14,400
100 m ² 以内のもの	18,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	28,000
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	45,600

中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額（単位：円）
30 m ² 以内のもの	19,800
100 m ² 以内のもの	22,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	30,000
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	42,000

ERI から中間検査合格証を受けた建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額（単位：円）
30 m ² 以内のもの	19,800
100 m ² 以内のもの	22,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	30,000
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	42,000

ERI から中間検査合格証を受けていない建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額（単位：円）
30 m ² 以内のもの	21,600
100 m ² 以内のもの	24,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	32,000
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	44,000